平成２８年（フ）第２３７号
福井市新田塚２丁目15番15号　マインズハイツＢ101号
債務者　青木　英哲
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
福井市北山町第35号５番地１　文珠苑
債務者　岡林　孝典（旧姓二階藏）
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
長野県佐久市中込258番地１　木内アパート５号室
債務者　山浦　久実
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５５０号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目８番33号　カーサフォレスタ204号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口４丁目３番32号　Ｓ・ヴィラ・ウィッシュ102号
債務者　山下　正夫
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７６号
兵庫県西宮市常磐町１番27―515号
債務者　岡田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番４―509号
債務者　渡部　俊夫
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０４号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番23―203号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目24番29号　ＤＡＩＫＥＮＮ武庫之荘パンシオンＦ302号
債務者　遠山　美帆（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０４号
千葉県流山市向小金３丁目132番地の３
債務者　田所　　綾
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５０５号
千葉県船橋市八木が谷３丁目28番12号
債務者　田所　裕美
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５２号
千葉県柏市増尾台３丁目19―49　Ｓｈａｒｏｎ　Ｇａｒｄｅｎ　102号室、住民票上の住所千葉県船橋市新高根４丁目15番29号　三容パレス101号
債務者　山田　　優
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５８号
千葉県松戸市常盤平柳町12番地の８　ニューサンピアヤスヅカ第一302号
債務者　高橋千鶴子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３９号
高知県幡多郡大月町大字柏島３番地、旧住所山形県山形市南館２丁目７番34号
債務者　弘瀬　龍二
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第６１３号
神奈川県伊勢原市板戸628番地　ビューハイツ阿夫利103号
債務者　松井　俊弥
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市繁多川２丁目７番24号
債務者　上地　一也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２３号
千葉県富津市萩生105番地
債務者　鈴木みつ江
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１３４号
千葉県木更津市長須賀2485―１　スタースクエア202号室、住民票上の住所千葉県富津市西大和田883番地の２
債務者　小田原　等
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１４１号
新潟県長岡市槇山町1700番地１
債務者　吉川　弘紀
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係